

(事 務 連 絡)
令和 2 年 4 月 1 5 日

各 位

沼田市役所健康福祉部介護高齢課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、令和2年2月18日及び令和2年4月7日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡において、被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護（要支援）認定の有効期間について、市町村が定める期間を合算できることとされました。

つきましては、要介護（要支援）認定申請及び認定の有効期間につきまして、本市における取扱いを下記のとおりといたしますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国の取扱い方針の変更や新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、必要に応じて変更する場合がありますので、ご承知おきください。

記

1 更新申請について

更新申請の受け付けについては令和2年5月1日以降、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から、認定調査に係る面会が困難な場合においては、被保険者からの申し出により、要介護（要支援）認定の有効期間を12か月延長します。ただし、現在の認定有効期間が12か月未満の場合は6か月の延長とします。

要介護（要支援）認定申請は通常どおり行い、申し出につきましては、別紙「要介護・要支援認定調査が行えないこと及び有効期間延長申出書」を併せて提出いただくこととなります。後日、新たな有効期間を記載した介護保険被保険者証を送付いたします。

なお、令和2年5月1日以前の更新申請（現時点で更新申請をしており認定調査が未実施の人を含む。）においても、認定の有効期間を12か月延長する申し出がある場合は、申出書を提出いただきます。

※「要介護・要支援認定調査が行えないこと及び有効期間延長申出書」は、市のホームページに掲載しております。

2 新規・区分変更申請について

入所者との面会を禁止する措置がとられている施設や病院等においては、原則として、認定調査は実施いたしません。

担当
沼田市役所健康福祉部
介護高齢課介護保険係 関谷
電話：0278(23)2111 内線 3147